

## 5 法律業務の国際化

### (1) インターナショナル・パートナーシップ（IP）について

#### ア はじめに

2013（平成25）年度、日弁連の国際法律業務の発展及び在り方に関する検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）においては、インターナショナル・パートナーシップ（以下「IP」という。）の解禁問題について行った議論に関し、日弁連執行部に最終答申を行った。

法律業務の国際的な問題といえば、長年、我が国への海外弁護士の進出、我が国から見れば海外の弁護士・法律サービスの輸入（インバウンド）の問題であった。1987（昭和62）年の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）の制定、その後の外国法事務弁護士の資格要件（特に経験年数）、内国弁護士との協同に関する規制の縮小等がその歴史である。

ここで問題とするIPの解禁問題についても、その経過の延長線上で語られてきたし、その問題は本質的には変わっていない。しかしながら、最近、日本の大手法律事務所における積極的な海外展開、日本企業の海外進出に関する法律サービス提供の要請、法曹養成制度検討会議において弁護士の活動領域拡大の対象として海外業務が取り上げられていること等の状況が急速に生じてきており、異なる観点からの考察が必要となってきている。

#### イ 外国法事務弁護士制度とIP

外弁法による外国法事務弁護士制度は、一定の要件の下に外国における弁護士相当資格者（以下「外国弁護士」という。）に日本国内における法曹資格を与えて外国法事務弁護士として日弁連に登録させ、一定範囲の法律事務の取扱いを認める制度であるが、当初禁止されていた日本弁護士との共同事業及び日本弁護士の雇用もおむね解禁されてきており、海外のローファームのメンバーであっても、日本国内において外国法事務弁護士の資格を有して日弁連に登録している限りにおいては、日本弁護士と外国法共同事業を行うことによりローカルパートナーシップを組成することは許容されており、さらには弁護士と外国法事務弁護士が共同で法人を設立する制度の立法も現実化に向けて検討されている。外国法事務弁護士制度は、自由度の高い先進的な制度であると評価されている一方で、日本国内における優良な国際法律業務に関するサービスの提供と日本国内における法秩序の維持のバランスを図っており、有効に機能している優秀な制度といつても過言ではない。

一方、IPは、定義はなく、また、多義的でもあると思われるが、外国法共同事業の定義に準じて考えると、外国弁護士（外国法事務弁護士を除く。）と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするもの、ということになろうか。

IPは、現在まで、我が国の法制下では許容されないと考えられてきている。その理由は、主に、弁護士法72条及び27条の規定により規制されている非弁護士による法律事務取扱い及び非弁護士との提携の禁止に該当するということである。しかしながら、IPが弁護士法72条及び27条に該当するのか否かについては、実際は必ずしも明確ではない。

この点については、弁護士でない IP という事業体又はそれを構成する外国弁護士が日本弁護士を通じて法律事務取扱いの主体となる点で弁護士法 72 条に違反するとする考え方があり得、一般には、非弁護士である外国弁護士が日本の弁護士と共同して法律事務を取り扱うことをもって非弁護士による法律事務取扱いと考えるのが通常であるが（WG の結論はこれによっている。）、IP の実体は様々な形態があり得る点で、個別の行為の評価の問題ともいえる。また、資格者と共同する場合の同条の成否の問題については、詰めた検討はなされていない。

さらに、外国弁護士が日本弁護士を手足のように使って間接的に法律事務を取り扱うのであるとする考え方もあり得るが、弁護士が主体的に法律事務を取り扱っている以上、刑罰法規である弁護士法 72 条の一般的な解釈としては困難を伴い、ケースバイケースであるとしても、明確に該当する場合というのは稀であろう。

その他、弁護士法 72 条の法律事務取扱いの周旋の禁止の該当性の問題と解する立場もあり得るが、同条は我が国の法秩序の維持を目的とするものであるから、我が国の法秩序に関しない事項は対象外と解され、基本的には海外における行為は対象外と解されている。そして、海外において行われる行為か、国内のそれかについては、外国弁護士の居所、周旋行為の場所、態様等、実際の法律事務が行われる蓋然性の高い場所、相手方の所在地、適用法令の種類等複雑な諸条件により判断されることになると思料されるので、この立場からは、IP が弁護士法 72 条・27 条違反であるかについては、そのおそれがあるとはいえるものの、ケースバイケースであり、IP を組成するのみで明白に違反であるとは言い難い状況にある。

しかしながら、IP が許容されるとすると、外国法事務弁護士の登録制度の潜脱を認めることにもつながりかねないこと、日弁連の弁護士職務基本規程では、弁護士報酬の分配の禁止及び依頼者紹介の対価の授受の禁止が定められており（12 条及び 13 条）、これらに抵触することとなると解されることなど実質的な問題があり、IP が弁護士法 72 条・27 条に明白に違反するとは直ちに言えなくとも、全面的に許容されるとの結論は取り難いのが現状であろう。2009（平成 21）年度の日弁連理事会においても、当時の会長・副会長が「インターナショナル・パートナーシップに対する考え方」を提出し、そこでは大要、IP の形態によっては、弁護士法 27 条・72 条、弁護士職務基本規程 11 条から 13 条までに違反する可能性があるとの見解が示されており、現在の考え方の趨勢と言ってよいと思われる。

#### ウ WG における議論

WG では、2012（平成 24）年 1 月に中間答申を出し、2013（平成 25）年 11 月には最終答申を出した。そこでは、IP について、概要次のように語られた。

まず、IP とは「日本弁護士と外国弁護士（外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいい、わが国の法務大臣の資格承認を得て日弁連に登録された外国法事務弁護士は含まない。以下同じ）とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするもの」と定義し、「日本弁護士と外国弁護士との IP は、原則として弁護士法及び職務基本規程に違反すると考えられる」との前提で、アウトバウンド IP（居住地を外国に置く日本弁護士が、当該外国

で法律事務を行う目的で、外国弁護士との間で組成する IP と定義した上でさまざまな形態を整理している)については、弁護士法 72 条・27 条、弁護士職務規程 11 条から 13 条までに抵触せず、また実質的にみてもこれを推進すべき理由があるから、これが許容されることを明確にすべきとした。

また、日本弁護士が外国に居住して外国において、日本人又は日本企業のために法律サービスを提供する IP はアウトバウンド IP であり、日本弁護士が国内に居住して外国人又は外国企業のために法律サービスを提供する IP はインバウンド IP であるとの区別を明確にした上で、インバウンド IP (典型例として、日本に居住する日本弁護士が、日本において法律業務を行う目的で外国弁護士 (日本に居住するか否かは問わない)との間で組成する IP を挙げる)については、現行法上は認められないことを前提としつつ、法改正をして積極的に推進すべきであるとする推進説と慎重説について、それぞれの利害得失を詳細に検討した。これを採用した場合の弊害防止策とその有効性についても検討されたが、WG では意見の一致を見ることがなかった。

結局、答申の結論としては、意見の一致を見たアウトバウンド IP の許容性を明確に提示することによって弁護士の国際化を推進すること、インバウンド IP を含めて IP を全面的に許容すべきか否かについては、今後の課題として検討すべきこと、とされた。

## 工 今後の課題

WG の以上のような現状とは別に、ここ数年来、日本の大手法律事務所における積極的な海外拠点の展開がなされており、一定の法的ニーズが海外において生じてきている現状がある。また、日弁連は、弁護士の海外展開を促進するための方策等の検討のため、法務省、外務省、経済産業省、JETRO、経済団体等が参加する海外展開総合支援協議会に参加し、意見を述べてきている。さらに、日弁連は、中小企業の海外進出に関し、法的サービスの提供を充実させるため、中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループを立ち上げ、中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を実施するなどしている。

このような弁護士の海外展開が推進されるべきであるとすると、海外に展開して業務を行う弁護士が、他国の外国弁護士と協同することは必要不可欠であると思われる。そのような場合に選択できる協同の形態の範囲を明確に指示することが必要であることはもとより、不要な手枷足枷となるような方針を打ち出すことは、慎まなければならない。

そのような観点で見た場合、海外に居住し、海外で IP を組成することのみが可能となるアウトバウンド IP の範囲で認めるということになった場合、若干狭いのではないかとも思われるものの、従前はそれすら明確に語られてこなかったことからすれば、1 歩前進ともいえる。今後、上記のような弁護士の海外進出が進んできたときには、なお足りないと思われるものが具体的に明らかとなっていくであろうし、実際の弊害のおそれ等についても具体的に議論の対象となり得るものと思料される。そのような時に備えて、今後の議論を萎縮させないような配慮が望まれる。

## (2) ABS (Alternative Business Structure) について

### ア はじめに

近年、内外において、非弁護士が経営又は報酬分配に参加する法律事務所形態 (ABS

(Alternative Business Structure) ) の是非について議論がされている。

ABS の形態は広く、おおむね、業務に参加しない非弁護士の出資を認めるタイプ（投資型 ABS）と業務に参加する非弁護士に出資を認めるタイプ（業務参加型 ABS）に分かれる。後者は、対象となる非弁護士の種類として、法律事務所は主に法律事務を行い、その法律事務の補助をする一定の業種の者として非弁護士が業務に参加する場合（LDP（Legal Disciplinary Practice）型）と、法律補助業務に限らない隣接専門職の非法律事務を事務所の業務として行い、そのような隣接専門職に事務所の持分や議決権を認める場合（MDP（Multidisciplinary Practice）型）とがあると言われている。

日本においては、投資型 ABS はもちろん業務参加型 ABS のいずれの型も、報酬分配を行う限り、非弁提携（弁護士法 72 条及び 27 条）や報酬分配の禁止（弁護士職務基本規程 12 条）の観点から認められていないものと解される。この点についても日弁連では十数年来議論されているものの、許容できる範囲についてはあまり進展はなく、許容されるのは LDP においては法律補助職を雇用等する場合であったり、MDP においてはいわゆる経費共同型までであったりと解されている。

#### イ ABS の問題点

投資型 ABS は、現在、2011（平成 23）年にこれを認めたイギリスのほか、イタリア、スペイン及びオーストラリアがこのような ABS の存在を認めており、イギリスにおいては既に多くの投資型 ABS が認可されている。しかしながら、投資型 ABS は、非弁護士が、業務に参加する目的ではなく、弁護士業務による利益の分配を受けることを目的として法律事務所へ投資することを認めるものであるから、法律事務所に所属する弁護士が、弁護士の独立性、社会正義の実現、依頼者利益の実現といった法曹のコア・バリューを犠牲にして非弁護士である出資者の利益と意向に配慮して弁護士業務による利益の最大化を優先させるおそれがないとはいえない。さらに、秘密保持義務、非弁提携、報酬分配の禁止、依頼者紹介の対価の禁止等の弁護士倫理違反のおそれがあるものであって、このような弁護士による弁護士職の信頼の低下は、ひいては弁護士自治、司法制度への重大な懸念となり得るものと解される。従来、ドイツ連邦弁護士会連合会や欧州弁護士会評議会などでは、弁護士の独立性、先述のコア・バリューの問題から、投資型 ABS を否定していると言われている。

一方、業務参加型 ABS については、上述のとおり日本では認められていないと解されるものの、米国ワシントン DC、ドイツ、ベルギー、オランダ、フランス、チェコ、スロバキア、ポーランド、スペイン、カナダのケベック州及びオンタリオ州など多くの国や法域で長年認められてきていると言われている。日本における隣接士業との性質の違い（業務の独立性、自治権等）もあるようであるが、少なくともこれらの国においては、上記のような弁護士の独立性、コア・バリューの問題があるとは解されていないのが実情である。

業務参加型 ABS についてはともかく、投資型 ABS については、日本においてこれが許容されるおそれは、近い将来においては考えがたいものと解される。

#### ウ 外国法事務弁護士登録の許容性

##### （ア） 総論

日本においては、これら ABS の構成員である外国弁護士について、外国法事務弁護士登録を認めるか否かという問題がある。これを認める場合、将来日本においても ABS の解禁を求められる事態は想定し得る。

ところで、外国法事務弁護士の登録の是非については、前段階の外国法事務弁護士となる資格の承認の問題として、外弁法にいう外国弁護士（外国における日本の弁護士に相当する職）資格者であるか否かという問題があり、本来、日本では弁護士として認められない形態であるとするのであれば、ABS に所属する外国弁護士資格者は弁護士相当職ではないというのが筋であるように思われる。しかしながら、当該外国において適法に弁護士資格を認めている場合にこれを否定するのは、やはり難問といえる。資格承認を所管する法務省も消極であると思われる。

そこで、外国法事務弁護士となる資格は認めざるを得ないとした場合、その後の日弁連への外国法事務弁護士としての登録申請の際に登録を認めないということが可能であるか。外国法事務弁護士としての登録拒絶要件は外弁法 26 条に規定されているが、この問題は、そのうちの「弁護士会若しくは日本弁護士連合会の秩序若しくは信用を害するおそれ」があるか否かによることとなる。

ABS に所属する外国弁護士の登録を認めることに関する問題としては、先の IP と同様、非弁提携（外弁法 50 条 1 項・弁護士法 27 条、外国法事務弁護士職務基本規程 11 条違反）の問題とする余地はありそうであるが、やはりその適用については、個別の行為に対して適用・不適用が判断されるのであるから、ABS の構成員であるというのみで直ちにその違反に問えるかは難しい問題となろう。外国法事務弁護士職務基本規程 12 条（報酬分配の制限）及び 13 条 1 項（依頼者紹介の対価授受の禁止）についても、報酬の分配なし紹介の対価の支払をしたか否かが問題となるので、同様であろう。

#### (イ) 2014（平成 26）年基本方針及び登録審査基準

日弁連においては、主として外国弁護士及び国際法律業務委員会において議論がなされ、それを受けて、2014（平成 26）年 3 月 19 日、「海外の ABS 所属の外国弁護士の外国法事務弁護士としての登録申請に関する基本的な方針」（以下「2014 年基本方針」という。）を決定した。

2014 年基本方針では、まず、ABS に所属する外国法事務弁護士と ABS に参加する非弁護士との間で上記非弁提携、報酬分配の制限及び依頼者紹介の対価授受の禁止の各条項に抵触する事態が生じる可能性があることを指摘し、投資型 ABS の場合、そのほか、上述のとおり所属の外国法事務弁護士が弁護士業務からのリターンを最大化することを目標にすることが危惧され、弁護士としてのコア・バリュー（独立性、弁護士倫理の遵守等）の保持が難しくなるなどの重大な問題が生じるおそれがあることから、日本において外国法事務弁護士として登録を認めた場合には弊害が大きく、「弁護士会若しくは日本弁護士連合会の秩序若しくは信用を害するおそれ」があると考える、としている。一方、業務参加型 ABS については、上述したような世界の弁護士会等の趨勢も踏まえれば、弁護士の支配が制度的かつ実質的に担保されている外国の合法的なものである場合、その所属外国弁護士に日本での外国法事務弁護士としての登録を認めても弊害は小さいと

考える、としている。

2014年基本方針は、その上で、ABSに所属する外国弁護士からの外国法事務弁護士としての登録申請についてはその可否を慎重に判断すべきであるとし、次の方針を示している。すなわち、

「 ABS に所属する外国弁護士から外国法事務弁護士の登録申請があった場合において、当連合会の会長が、申請者が所属する ABS が下記 1 又は 2 いずれかに該当するため、特措法 26 条の「弁護士会若しくは日本弁護士連合会の秩序若しくは信用を害するおそれ」があると判断したときは、外国法事務弁護士登録審査会に付議することとする。」

なお、下記 2 の①及び②の条件を満たす業務参加型 ABS に所属する外国弁護士について外国法事務弁護士としての登録が認められた場合であっても、当該外国法事務弁護士が日本において ABS 形態での業務を行うことを認めるものでない。

#### 記

- 1 外国法事務弁護士の登録請求をした者（以下「請求者」という）が法律事務所の業務に参加しない非弁護士に持分又は議決権を与える ABS に所属する外国弁護士である場合
- 2 請求者が法律事務所の業務に参加する非弁護士に持分又は議決権を与える ABS に所属する外国弁護士であって、次の①及び②に掲げる条件を満たさない場合
  - ① 請求者が所属する ABS の所在地において当該 ABS が許容されていること。
  - ② 請求者が所属する ABS の業務に参加する非弁護士の持分及び議決権が 50 パーセント未満に抑えられているなど弁護士の支配が制度的かつ実質的に担保されていること。」

そして、日弁連においては、2014（平成 26）年 3 月 26 日、「外国法事務弁護士登録審査会に付議する場合の基準」について、上記方針の内容を 5 項として新たに加える改正を行った。

#### (ウ) 2017（平成 26）年外国法事務弁護士職務基本規程及び外国特別会員基本規程の改正

その後、日弁連は、2016（平成 28）年 8 月 18 日付けで関連委員会に宛てて意見照会を行った上で、2017（平成 29）年 5 月 15 日、定期総会において、上記方針に反するような ABS に所属すること自体を禁止する外国法事務弁護士職務基本規程 11 条の 2（上記 2014（平成 26）年基本方針 2 の①及び②に加え、禁止される ABS の包括的条項として、「前 2 号に掲げるもののほか、当該事業体に対する非弁護士の関与により、外国法事務弁護士の職務の独立を害するおそれがあると認められるもの」（3 号）を加えている。）を新設する改正を行い、さらに、外国法事務弁護士の登録申請の際に所属事業体が上記のような ABS に該当しないことを誓約する書面等の提出を義務付け、登録後に該当したこととなった場合に日弁連に届出の上脱退等の措置を執る義務を定めるなどの外国特別会員基本規程の手続面の改正を行った（2018（平成 30）年 4 月 1 日施行。いずれも経過措置がある。）。

## エ 今後の展望

投資型 ABS の構成員である外国弁護士の外国法事務弁護士登録を認める場合、上記のような ABS の問題点があることから、日本の弁護士制度全体への信頼の失墜、弁護士自治への悪影響が認められる。また、そのような外国弁護士と外国法共同事業を営んだり、雇用されたりする弁護士についても、弁護士倫理上の問題が当然生じ得る。非弁護士の出資を認める法律事務所は、その資金力、競争力は当然ながら強大となり得るため、その他の外国法事務弁護士や日本の弁護士にとって、脅威となり得る点も問題である。

以上のように、さまざまな問題をはらんでいる ABS であるが、実際の問題としては、我々一般の弁護士にはあまりなじみがない問題のように見えるのも問題である。特に、当面、外国法事務弁護士登録の是非という形で議論されているため、より一層なじみが薄く感じられてしまっていると思われる。

しかしながら、この問題は、非弁護士が参加する法曹の形態を認めるという一面があることから、外国法事務弁護士登録を認める場合には、将来日本の弁護士界にもそのような影響が及び、司法制度の根幹そのものに重大な影響を与えかねないという面が看過されてはならないのであって、ことさら慎重に議論されることが望まれる。